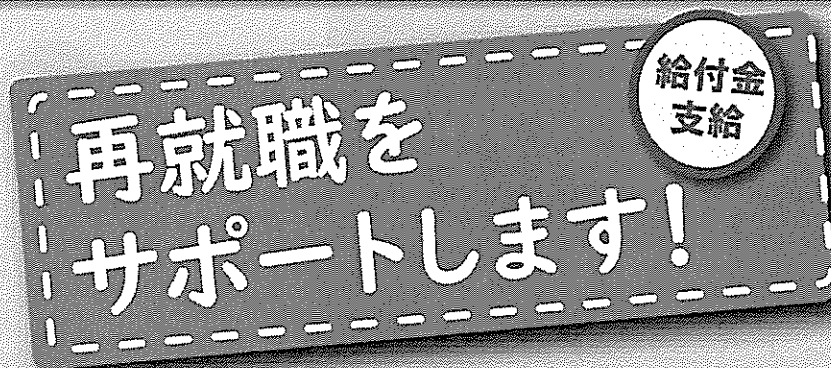


# 非正規雇用労働者等緊急再就職支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた非正規雇用労働者等に対し、座学及び職場研修を行い、研修先で正社員等として迅速に再就職できるよう支援する。



開催地域単位 道央/道南/道北/十勝/道東・オホーツク

## 給付金を受けながら、再就職を目指しませんか？

※原則として、座学研修は1,000円/1時間（希望に応じて日払い可）、職場研修は職場実習先の職種等に応じた給付金と交通費を支給します。

### 座学研修 5日間

1日7時間(9:30~17:30)

就職活動の方法やビジネススキルなどを学ぶほか、求人企業との交流会や個別相談などを行います。



### 職場研修 最大14日間

1日原則8時間以内

求人企業と希望条件に沿ってマッチング。双方の希望が合えば職場研修がスタートします。

※研修中は託児サービス、または保育料の補助を利用することができます。詳しくはお問い合わせください。

### 座学研修日程

第1回～第4回のいずれかの日程で行います。

※1日目は集合研修、2日目～5日目はオンライン研修です。オンライン研修用の機材を貸し出しますので自宅等で研修にご参加ください。

第1回	令和3年1月4日(月)～8日(金)	申込締切 >> 令和2年12月23日(水)
第2回	令和3年1月18日(月)～22日(金)	申込締切 >> 令和3年1月13日(水)
第3回	令和3年2月1日(月)～2月5日(金)	申込締切 >> 令和3年1月27日(水)
第4回	令和3年2月15日(月)～2月19日(金)	申込締切 >> 令和3年2月10日(水)

### 研修開始前に事前説明会を行います

対面またはオンラインで、研修内容の詳細説明等を行います。  
日程、時間などについてはホームページをご覧ください。  
お電話、メールでもお気軽にお問い合わせください。



#### 【お問合せ先】

主催 北海道経済部労働政策局雇用労政課

実施・運営 株式会社東京リーガルマインド

電話 0120-604-222 (通話料無料) メール [hk-koyou@lec-jp.com](mailto:hk-koyou@lec-jp.com)

URL <https://public.lec-jp.com/nonRegularEmploymentSupport-hokkaidou/>



# テレワーク実践塾の開催

中小企業等の実務担当者向けに、テレワークの活用方法や導入プロセスが学べる「テレワーク実践塾」を開催します。

## 中小企業等の実務担当者向け テレワーク 実践塾開催



「テレワーク普及定着促進事業」では、テレワークの活用方法や導入プロセスが学べる「テレワーク実践塾」を開催します。近年の政府テレワーク推進施策に携わっている専門家が、テレワークの基本知識から具体的なノウハウ、他社の導入・活用事例まで、分かりやすくお伝えします。

参加企業には、テレワーク導入の具体的なノウハウが詰まったテキストを無料で贈呈します！ぜひご参加ください。

開催済み

オンライン開催

### 1/15 (金) 13:00~15:00

### 1/29 (金) 13:00~15:00

#### 第1回 労務管理・業務管理編

#### 第2回 人事評価編

内 容：テレワーク導入時の労務管理上の留意事項や課題と対応策、具体的なノウハウ、導入事例、他  
開催方法：Zoomを使用したオンライン開催  
※予約受付後にお送りするURLからご参加ください  
講 師：社会保険労務士法人NSR  
武田 かおり 氏

内 容：テレワーク導入時の人事評価の制度設計、運用方法、導入事例、他  
開催方法：Zoomを使用したオンライン開催  
※予約受付後にお送りするURLからご参加ください  
講 師：株式会社テレワークマネジメント  
鶴澤 純子 氏

オンライン・来場型同時開催

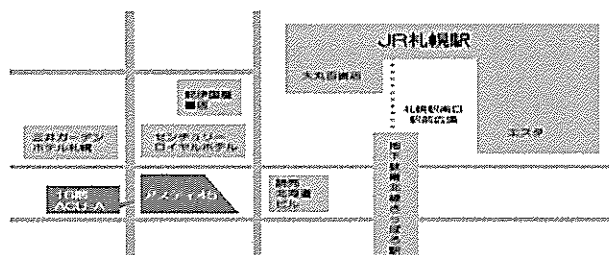
### 2/26 (金) 13:00~15:00

#### 第3回 基調講演&事例発表会

内 容：テレワークに関する基調講演およびテレワークを活用している企業の事例発表  
開催方法：Zoomを使用したオンライン開催および来場型  
◆オンライン：予約受付後にお送りするURLからご参加ください  
◆来場型：下記会場にご来場ください

会場：ACU-A (アスティ45) 16階 大研修室1614  
札幌市中央区北4条西5丁目アスティ45

【最寄り駅】  
JR札幌駅南出口より西の方角に向かって徒歩5分  
地下鉄さっぽろ駅より徒歩3分



セミナーはすべて、各回開催後～2020年2月28日(日)までの期間でオンデマンド配信をいたします。ご都合の宜しい日時にご視聴頂けますので、各セミナーの日程にご都合がつかない方も、是非お申込みください。

本セミナーは事前予約制です。以下のお問い合わせ先にご連絡ください。

株式会社パソナ テレワーク普及定着促進事業委託業務担当 (札幌市中央区北5条西2-5JRタワーオフィスプラザさっぽろ16階)

TEL : 050-3684-0027 (平日9:00~17:30) FAX : 050-3684-0028

MAIL : hokkaido-tw@pasona.co.jp

URL : <https://www.pasona.co.jp/pr/hokkaido-telework/>



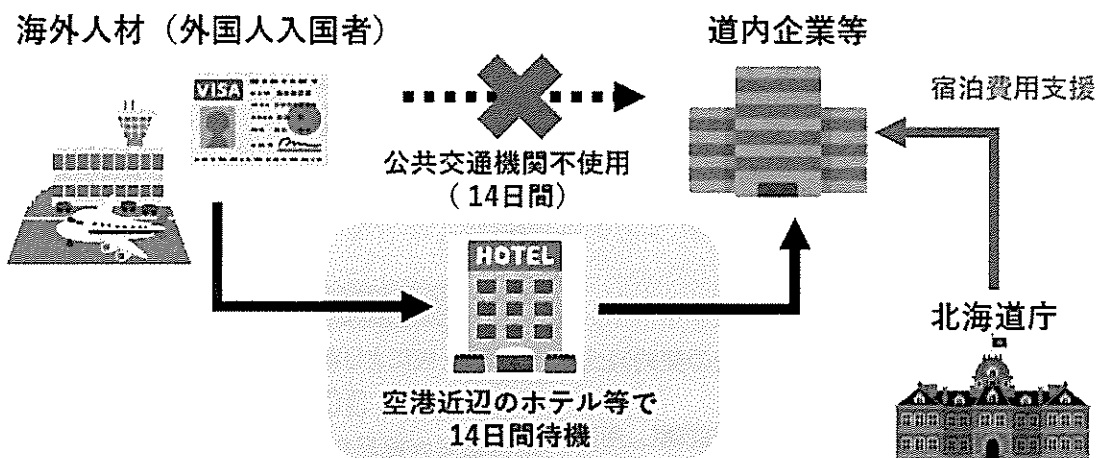
# 北海道海外人材待機費用緊急補助金 (海外人材確保緊急支援モデル事業)

道内企業が、海外から外国人技能実習生等を受け入れる際、国による新型コロナウイルス感染症に関する水際対策（14日間の公共交通機関不使用）に対応するための費用を緊急的に支援する。

R2.10.14版

## 北海道海外人材待機費用緊急補助金

道では、道内企業が、海外から外国人技能実習生等を受け入れる際、国による新型コロナウイルス感染症に関する水際対策（14日間の公共交通機関不使用）に対応するための宿泊費用を緊急的に支援します。



### 補助対象者

#### 道内企業等

道内に所在する事業所において、海外人材（R2.7.29以降入国した右記の就労可能な在留資格を持つ外国人）を雇用する法人又は個人

#### 【対象在留資格】

- ①技能実習
- ②特定技能
- ③経営・管理、医療、研究、技術・人文知識・国際業務、介護、技能、特定活動（インターンシップ、EPA等）の内、「特定技能14業種」で就労するもの

### 補助対象経費・補助率・補助額

水際対策対応のために道内企業等が負担した宿泊費（実費）

10/10  
以内

1人1万円/泊（上限）  
×15泊（上限）

### 申請に必要な書類等

- (1) 在留資格及び入国日を証する書類
- (2) 道内に所在する事業所で雇用した海外人材であることを証する書類
- (3) 補助対象経費の領収書（利用者、利用日、1人1日あたり要した費用がわかるもの）
- (4) 振込先口座の通帳の写し

### 現在申請受付中

※ 詳細は下記QRコードをご確認ください。

#### 【お問合せ先】

キャリアバンク株式会社 海外事業部

TEL : 011-251-5803 email : gtk-info@career-bank.co.jp

※詳細はHPに随時掲載しますので、ご覧ください。



# 北海道異業種チャレンジ奨励金 (異業種チャレンジ奨励事業)

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者が、北海道内の人手不足が深刻な対象業種に異業種から就職した場合、離職者及び企業に支援金を支給することにより早期の就職を促進するとともに、道内企業の人材確保を支援する。

## 主な支給要件

下記対象職種に正社員等(常勤かつ1年以上の契約)として雇用され、3ヶ月以上勤務した者。

※令和2年10月13日～令和3年3月31日までに就職し、申請(予備審査依頼)した分

※ただし、予備審査の申請日は就職から1ヶ月以内の日付に限る。

## 対象となる職種

- 農林漁業の職業 ●建設・採掘の職業
- 建築・土木・測量技術者 ●医療技術者
- 社会福祉の専門的職業 ●介護サービスの職業
- 保健医療サービスの職業
- 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業
- 機械整備・修理の職業 ●自動車運転の職業
- 調理人 ●警備員 ●水産物加工工 ●建設機械運転工

※対象は「職種」ですので、建設会社や介護施設への就職であっても、事務の職種に主に従事する場合は対象外です。

## ①求職者への奨励金 (様式1)

- コロナ禍により離職し、違う職種から対象職種へ就職した方を対象に、**30万円**を支給します(申請は1回限り)。
- 求職者が転居を要した場合は、**20万円**を上限として転居費用の実費を支給します。

## ②企業への受入奨励金 (様式2)

- 上記の方を雇用した企業等に対し、雇用1名につき**30万円**を支給します。(新卒の方は対象外)

## 主な要件 ①、②共通

- ・正社員等として雇用され3ヶ月以上勤務
- ・就職前1年間、同職種に従事していない

## 申請書受付期間

**令和2年11月13日 → 令和3年3月31日**

※令和3年3月31日までに正社員等として雇用される必要があります。

お問い合わせ先 **今こそジョブチャレ北海道事務局コールセンター** 受付時間:月～金(10:30～19:00)、土(10:00～17:00)

**TEL:050-3629-4176**

※日曜・祝日・年末年始や上記時間外はメールで受付し、後日回答致します  
E-mail:challenge\_contact@cc-hokkaido.jp

現在申請受付中

※ 詳細は下記QRコードをご確認ください。

## 【お問合せ先】

今こそジョブチャレ北海道事務局

TEL:050-2369-4176 email:challenge\_contact@cc-hokkaido.jp

※詳細はHPに随時掲載しますので、ご覧ください。





# 道税の申告期限の延長・納税の猶予等

- 道税を一時に納税できない場合については、納税の猶予が適用される場合があります。
- 法人道民税・事業税をはじめ道税の申告・申請・請求等について、期限までに申告等することが困難な状況となり、提出が遅れるやむを得ない理由がある場合は、その期限が延長される場合があります。

## 納税猶予の特例制度の申請手続について

### ■徴収猶予の特例（地方税法附則第59条）

#### 【猶予の要件】

新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入の減少等の事実がある場合において、次のすべての要件に該当するときは、申請により、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められることがあります。

- ① 令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ② 道税の全部又は一部を一時に納税することが困難であること
- ③ 特例を受けようとする道税の納期限（延長された場合は延長後の期限）が令和3年2月1日までであること

#### 【申請の手続】

徴収猶予の特例を受けようとするときは、次の書類を総合振興局等に提出してください。

- ① 「徴収猶予申請書」
- ② 「財産目録」及び「収支の明細書」（猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合は「財産収支状況書」）
- ③ 事業収入の減少等の事実を証する書類（売上帳、現金出納帳、給与明細、預金通帳のコピーなど）

#### 【申請の期限】

徴収猶予の特例を受けようとする道税の納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）までのいずれか遅い日までに申請してください。

#### 【猶予の効果】

徴収猶予の特例が認められると督促や財産の差押えが猶予され、猶予期間中の延滞金の全部が免除されます。

#### 【猶予の許可又は不許可】

書類内容の審査後、総合振興局等から「徴収猶予許可通知書」又は「徴収猶予不許可通知書」を送付します。

### ■その他の猶予制度

「徴収猶予の特例」の要件を満たさない場合でも、道税を一時に納税することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合などは、他の猶予制度が認められることがありますのでお問い合わせください。

## 申告期限等の延長について

### 【対象となる手続】

令和2年2月27日以降に期限が到来する次の手続が対象となります。

- ① 道税の申告と納付（納入）※1  
（道民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人道民税・事業税、個人事業税、軽油引取税、ゴルフ場利用税、道たばこ税、循環資源利用促進税）
  - ② 道税に関する申請、請求、その他書類の提出※2（自動車税種別割の減免申請、事業開始等の届出など）
- ※1 申告は可能であるが納付（納入）ができない場合は、納税猶予の制度がありますのでご活用ください。  
※2 軽油引取税の製造等承認申請、免税軽油の各種申請など事前に承認が必要なものについては、対象とならない場合がありますのでお問い合わせください。

### 【延長が認められる「やむを得ない理由」】

- ① 税務代理等を行う税理士（事務所職員を含む。）が感染した場合
  - ② 企業の職員が感染者又は濃厚接触者に該当し、経理担当部署を閉鎖している場合
  - ③ 感染症拡大の予防策のため、経理担当部署の多くの職員が休暇を取得している場合
  - ④ 感染症拡大の予防策のため、定時の株主総会の開催を遅らせた場合
  - ⑤ 感染予防のため、来庁時期を遅らせた場合など
- ※ 上記の理由以外であっても、感染症の影響を受けて申告等が期限までに困難な場合には、延長が認められます。

### 【必要な手続】

「延長申請書」を提出いただく必要があります。

なお、申告書等の余白に次の事項を記載して提出した場合は、延長申請書の提出があったものとみなします。

- ① 新型コロナウイルス感染症による申告等の期限延長申請
- ② 新型コロナウイルス感染症に関連して、申告等を行うことができない理由

### 【その他】

- ・延長申請書は「やむを得ない理由がやんだ日」以後速やかに提出してください。
- ・申告書等の提出及び納付（納入）期限は、原則「申告書等の提出日」となります。申告の場合は、申告日までに納付（納入）をしてください。

詳細は道税  
ホームページまで



詳細につきましては、お近くの総合振興局、振興局または道税事務所までお問い合わせください。

# 経営・金融、雇用関連など各種相談窓口

## 経営・金融、雇用関連など各種相談窓口

区分	相談窓口	窓口時間	連絡先
<b>経営・金融 特別相談室</b>  以下QRコード からもご確認 いただけます  	北海道経済部中小企業課	平日：8:45～17:30	電話：011-204-5346
	空知総合振興局商工労働観光課		電話：0126-20-0061
	石狩振興局商工労働観光課		電話：011-204-5827
	後志総合振興局商工労働観光課		電話：0136-23-1362
	後志総合振興局小樽商工労働事務所		電話：0134-22-5525
	胆振総合振興局商工労働観光課		電話：0143-24-9589
	日高振興局商工労働観光課		電話：0146-22-9281
	渡島総合振興局商工労働観光課		電話：0138-47-9459
	檜山振興局商工労働観光課		電話：0139-52-6641
	上川総合振興局商工労働観光課		電話：0166-46-5940
	留萌振興局商工労働観光課		電話：0164-42-8440
	宗谷総合振興局商工労働観光課		電話：0162-33-2925
	オホーツク総合振興局商工労働観光課		電話：0152-41-0636
	十勝総合振興局商工労働観光課		電話：0155-27-8537
	釧路総合振興局商工労働観光課		電話：0154-43-9182
根室振興局商工労働観光課	電話：0153-24-5619		
資金繰りの相談	北海道信用保証協会	平日：9:00～17:00 休日： ”	電話：0120-279-540
経営面の相談	(公財)北海道中小企業総合支援センター	平日：9:00～17:30 休日：9:00～12:00 13:00～17:00	電話：011-232-2001
	北海道よろず支援拠点		電話：011-232-2407
雇用関連の相談	労働相談ホットライン	平日：17:00～20:00 土曜：13:00～16:00	電話：0120-81-6105
海外との取引等 についての各種 相談	北海道国際ビジネスセンター相談窓口	平日：9:00～17:00	電話：011-251-2700 hibc@dousanhin.com

※国・関係団体の経営相談窓口については下記QRコードをご参照ください

【平日のご相談】

【休日のご相談】



# 国の給付金、助成金に関する申請サポート窓口

本庁・振興局に設置した窓口において、国の支援策である「持続化給付金」及び「雇用調整助成金」の申請にあたって必要となる書類や基本的な疑問等に対し、道の職員がアドバイスを行うことで、事業者の皆様がスムーズに申請できるようお手伝いします。

持続化給付金	中堅、中小・小規模事業者等に最大200万円、フリーランスを含む個人事業者等に最大100万円を給付	持続化給付金事業コールセンター (経済産業省) 0120-115-570
雇用調整助成金	休業手当等の一部（又は全部）を助成。 助成率：中小企業 4/5（最大10/10）、 大企業 2/3（最大3/4）	北海道労働局（札幌圏）及び各ハローワーク 又は 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 コールセンター：0120-60-3999

設置場所	住 所	持続化給付金 サポート窓口	雇用調整助成金 申請サポート窓口
本庁 (主に札幌圏の方向け)	札幌市中央区北3条西6丁目	【中小企業課】 011-204-5331	【雇用労政課】 011-204-5353 011-204-5354
空知総合振興局商工労働観光課	岩見沢市8条西5丁目		0126-20-0061
石狩総合振興局商工労働観光課	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館		011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362	0136-23-1362
小樽商工労働事務所	小樽市富岡1丁目14-13	-	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9589	0143-24-9588
日高総合振興局商工労働観光課	浦河町栄丘東通56		0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	函館市美原4丁目6-16	0138-47-9459	0138-47-9457
檜山総合振興局商工労働観光課	江差町字陣屋町336-3	0139-52-6641	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5940	0166-46-5938
留萌総合振興局商工労働観光課	留萌市住之江町2丁目1番地2		0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	稚内市末広4丁目2-27		0162-33-2528
林-つ総合振興局商工労働観光課	網走市北7条西3丁目	0152-41-0636	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	帯広市東3条南3丁目	0155-27-8537	0155-26-9048
釧路総合振興局商工労働観光課	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9181	0154-43-9183
根室総合振興局商工労働観光課	根室市常盤町3丁目28番地	0153-24-5619	0153-23-6829

※3密を回避するため、面談による相談を希望される場合は事前に道の担当者と時間調整をお願いします。  
※事業所等の所在地を管轄する振興局の連絡先が繋がらない場合は、本庁及び他の振興局での電話相談も可能です。

- 開設時間：朝8時45分～夜17時00分（月～金※祝日除く）
- 注意事項
  - ・ 当該窓口は、給付金、助成金の申請に向けた事前のアドバイスを行うものであり、申請を代行するものではありません。
  - ・ 支給の可否や支給額といった国の判断が必要となるものなど、明確にお答えすることができない事項もありますので、ご了承ください。

# 新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口

道では、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた中小企業者等の経営及び金融の相談に対応するため、お問い合わせ内容に応じ、関係団体とも連携の上、各種相談窓口を開設しています。また、どこに相談すれば分からない方のため、ワンストップで受け付ける相談窓口も開設しています。お困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

One  
Stop!

## 新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口

～経営相談をワンストップで受け付けます～

- ☑制度や助成金がありすぎてよく分からない。
- ☑どこに連絡すればよいか分からない。
- ☑連絡したが、ここじゃないと言われた。



**そのお悩み、道庁でお受けします！**  
 中小・小規模企業の皆様に、担当部署や連絡先をご案内します。（簡単なご説明であれば、道の担当者がすぐにご説明します）

経営・金融相談	雇用・労働相談	持続化給付金	雇用調整助成金	家賃支援給付金	販路拡大	その他
経営や資金繰りなど各種ご相談	従業員の休業に関する事など各種ご相談	必要書類は？電子申請ができない。	休業計画とは？申請方法は？給付額は？	どんな制度？必要書類は？給付額は？	その他に活用できる補助金は？	まずはご相談下さい。

### 注意事項

極力ワンストップで対応できるように心掛けますが、国、商工団体、産業支援機関の制度に関しては対応できない場合もございます。その場合には、担当部署の連絡先をお伝えします。

### お問い合わせは最寄りの本庁・（総合）振興局へ！

お住まいの地域	連絡先	設置場所
石狩管内にお住まいの方	011-204-5827	石狩振興局商工労働観光課
空知管内にお住まいの方	0126-20-0061	空知総合振興局商工労働観光課
後志管内にお住まいの方	0136-23-1362	後志総合振興局商工労働観光課
胆振管内にお住まいの方	0143-24-9589	胆振総合振興局商工労働観光課
日高管内にお住まいの方	0146-22-9281	日高振興局商工労働観光課
渡島管内にお住まいの方	0138-47-9459	渡島総合振興局商工労働観光課
檜山管内にお住まいの方	0139-52-6641	檜山振興局商工労働観光課
上川管内にお住まいの方	0166-46-5940	上川総合振興局商工労働観光課
留萌管内にお住まいの方	0164-42-8440	留萌振興局商工労働観光課
宗谷管内にお住まいの方	0162-33-2528	宗谷総合振興局商工労働観光課
峠管内にお住まいの方	0152-41-0636	峠総合振興局商工労働観光課
十勝管内にお住まいの方	0155-27-8537	十勝総合振興局商工労働観光課
釧路管内にお住まいの方	0154-43-9181	釧路総合振興局商工労働観光課
根室管内にお住まいの方	0153-24-5619	根室振興局商工労働観光課

※上記のほか、011-204-5331（経済部中小企業課）でもご相談を受け付けています。

### 注意事項

- 当窓口ではご相談者が希望する場合、各種給付金や助成金の申請サポートを行います。あくまでも補助であり、給付金の受取を約束するものではありません。
- 給付金の支給の可否や支給額など、明確にお答えすることができない事項もございますので、ご了承ください。
- 新型コロナウイルス感染症予防の為、面談による相談を希望される場合は事前に上記の連絡先まで事前予約をお願いします。また、ご来庁の際にはマスクの着用をお願いします。

- > 受付日時：月～金（土日祝除く）朝8時45分～夜17時00分
- > URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/onestop.html>